

社会福祉法人 正榮会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人正榮会（以下「法人」という）の定款第9条、第23条の規定により、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額)

第3条 当法人の役員等の報酬等は日額とし、別表1に定める額とする。

(当法人職員等との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(支給方法)

第5条 当該会議等に出席した都度、現金で支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法人法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 この規定は、令和2年3月27日（評議員会の議決日）から施行する。

別 表 1

（1）評議員

評議員会への出席 5, 000円（日額）

上記の他、法人・施設業務のための出勤 5, 000円（日額）

（2）理 事

理事会等会議への出席 5, 000円（日額）

上記の他、法人・施設業務のための出勤 5, 000円（日額）

（3）監 事

監事監査等への出席 5, 000円（日額）

理事会・評議員会等の会議への出席 5, 000円（日額）

上記の他、法人・施設業務のための出勤 5, 000円（日額）